

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 14,210円以下	$y = 0.5w$
14,210円超	$y = 7,105$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 15,620円以下	$y = 0.5w$
15,620円超	$y = 7,810$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上10,500円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,600w) / 118,000 \\ y = 0.05w + 4,200 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,500円超 14,920円以下	$y = 0.45w$
14,920円超	$y = 6,714$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 12,790円以下	$y = 0.5w$
12,790円超	$y = 6,395$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当の日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,600円 $\leq w \leq 11,660$ 円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,600}{11,660 - 4,600} \\ &= \frac{-3w + 70,280}{70,600} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-3w + 70,280}{70,600} \times w \\ &= \frac{-3w^2 + 70,280w}{70,600} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,600円 $\leq w \leq 10,500$ 円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,600}{10,500 - 4,600} \\ &= \frac{-7w + 126,600}{118,000} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 126,600}{118,000} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 126,600w}{118,000} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,500 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,200 \end{aligned}$$